

◎独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律

(平成一九年三月三〇日法律第八号)

一、提案理由（平成一九年三月一五日・衆議院農林水産委員会）

○松岡国務大臣 独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

政府においては、これまで、簡素で効率的な政府の実現を図る観点から行政改革を積極的に推進してきたところであり、この行政改革の一環として、平成十七年十二月に閣議決定された行政改革の重要方針等において、平成十七年度末に中期目標期間が終了した独立行政法人の組織、業務全般の見直しを行うこととしたところであります。

この法律案は、こうした政府の方針を受け、平成十七年度末に中期目標期間が終了した農林水産省所管の独立行政法人のうち農林水産消費技術センター等三法人の統合及び森林総合研究所等二法人の統合を行うものであります。

次に、この法律案の主要内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、独立行政法人農林水産消費技術センター法の一部改正であります。

農林水産消費技術センター、肥飼料検査所及び農薬検査所の三法人につきましては、農林水産物や飲食料品あるいはそれらの生産に必要な肥料、農薬、飼料等を対象として、技術的な検査、分析等の業務を行っているとの共通性があることにかんがみ、検査、分析能力の一層の向上など業務の効率的、効果的な業務運営を推進する観点から、これら三法人を統合することとしております。

第二に、独立行政法人森林総合研究所法の一部改正であります。

現在、森林総合研究所において行っている森林・林業に関する試験研究等の業務と、林木育種センターにおいて行っている林木の新品種の開発等の業務について、両者の連携を図り、効率的、効果的な業務運営を推進する観点から、両法人を統合することとしております。

以上が、この法律の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

二、衆議院農林水産委員長報告（平成一九年三月二三日）

○西川公也君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、独立行政法人に係る改革を推進するため、平成十七年度末に中期目標期間が終了した農林水産省所管の独立行政法人のうち、農林水産消費技術センター等三法人の統合及び森林総合研究所等二法人の統合を行うための所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、去る三月十五日松岡農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、同十五日及び二十日質疑を行いました。質疑終局後、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院農林水産委員長報告（平成一九年三月二九日）

○加治屋義人君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律案は、農林水産省所管の独立行政法人に係る改革を推進するため、平成十七年度末に中期目標期間が終了した独立行政法人農林水産消費技術センター等三法人の統合及び独立行政法人森林総合研究所等二法人の統合を行おうとするものであり、関係法律について所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、法人の統廃合により期待される効果、立入検査など公権力を行使する組織の在り方、林木育種センターが開発した花粉の少ない杉普及への取組、ポストドクターなど任期付研究者の処遇の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して紙委員より本法律案に反対であるとの意見が述べられました。

続いて、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。